

[令和5年5月18日改正、同日施行]

《232～233, 244 条》「定款」一部改正

新	旧
<p>第3章 機 関 第1節 役 員 等</p>	<p>第3章 機 関 第1節 役 員 等</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 理事のうちから、会長1人、副会長2人以内を互選する。このほか、必要に応じ<u>専務理事1人、常務理事1人</u>を互選することができる。</p>	<p>(役員を選任)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 理事のうちから、会長1人、副会長2人以内、<u>専務理事1人</u>を互選する。このほか、必要に応じ常務理事1人を互選することができる。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第23条 <u>理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠により選任された監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第23条 <u>役員</u>の任期は、2年とする。ただし、<u>再任を妨げない。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された役員</u>の任期は、前項の規定にかかわらず、<u>前任者又は現任者の残任期間とする。</u></p>
<p><u>附 則</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>1. <u>この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和5年5月18日）から施行する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>2. <u>この定款の変更の直前の定款により選任された理事である者の任期は、令和5年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>3. <u>この定款の変更の直前の定款により選任された監事である者の任期は、令和6年に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>